

(平成21年2月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は昭和28年5月1日、資格喪失日は同年12月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月1日から28年ごろまで

昭和25年12月から28年ごろまで駐留軍要員の関連のA社に勤務した。社会保険事務所に照会したところ、26年1月1日から28年ごろまでの厚生年金保険加入記録が無く、A社での厚生年金保険加入が1か月のみである旨の回答を受け取った。28年に英国海軍が基地を撤収するまでA社に勤務していたことを記憶しているので、申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和28年5月1日から同年12月1日までの期間については、申立人の同僚の記憶から申立人はB社に勤務していたことが推認されるところ、当該同僚はB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載が確認できる。

また、調査の結果、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が当該期間においてB社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、昭和28年5月1日から同年12月1日までの間における標準報酬月額

については、統合する厚生年金保険被保険者記録から 8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 26 年 1 月 1 日から 28 年 4 月 30 日までの期間については、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は 25 年 12 月 1 日資格取得、26 年 1 月 1 日資格喪失とされていることが確認でき、これ以降の期間について申立人の名前の記載は無く、整理番号の欠番も見当たらない上、同名簿において、昭和 26 年 8 月の報酬月額変更並びに同年 10 月の算定基礎の記録が無いことから、同社は、申立人について記録どおりの手続を行ったことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管する B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は 28 年 5 月 1 日に資格取得とされている上、社会保険事務所の記録によれば、B 社が厚生年金保険適用事業所となったのは、28 年 5 月 1 日であり、これ以前の期間において、B 社は厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、申立人は死亡しており、申立人の妻も A 社から B 社への異動の状況等についての記憶が無い上、A 社における元同僚 3 名は申立人についての記憶が無く、B 社における元同僚は、「申立人とは B 社で初めて一緒に仕事をしたので、それ以前の申立人の勤務状況は承知していない。」と供述しているところ、同人の B 社における厚生年金保険の加入は、申立人と同じく昭和 28 年 5 月 1 日とされている。

加えて、A 社に関連する C 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても申立人の名前の記載は無く、社会保険事務所保管の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳においても A 社及び B 社の厚生年金保険記録のみが確認でき、昭和 26 年 1 月から 28 年 4 月 30 日までの期間は未加入とされている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和 26 年 1 月 1 日から 28 年 4 月 30 日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月8日から31年9月21日まで
昭和28年1月8日から31年9月21日までA市にあるB社に勤務していた。約2年後の33年9月22日に脱退手当金を受給したになっているが、受給した記憶が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年後の昭和33年9月22日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人と同じ事業所の被保険者で、社会保険庁の記録において脱退手当金の支給が確認できた者については、被保険者名簿に脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるものの、申立人については、被保険者名簿にその表示が無く、申立人が記載されている被保険者名簿と同じページに記載されている「脱」表示の無い者18名については脱退手当金の支給記録が無いことが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年9月まで

A市のB社を退職後、C市に引っ越し、平成3年4月から同年9月までの間、C市役所で国民年金保険料を納めた。保険料は月9,000円であった。会社を退職すれば、すぐに国民年金保険料を納めるはずであり、未納となっていることが納得できない。

第3 委員会の判断理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人の平成3年4月1日の国民年金第1号被保険者の資格取得及び同年10月16日の同被保険者の資格喪失がオンライン記録へ入力されたのは、9年1月16日であることが確認でき、申立人の第1号被保険者の資格取得届及び喪失届は、9年1月ごろに届け出られたものと考えられ、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できなかったものと推認される。

さらに、申立人の平成7年9月16日の第1号被保険者の資格取得及び同年11月1日の第3号被保険者の資格取得も9年1月16日に変更処理されており、7年9月及び同年10月の国民年金保険料は、9年2月25日に過年度納付されていることから、申立人は申立期間について、当該過年度納付と誤認している可能性がうかがわれる。

加えて、申立人には申立期間以外にも国民年金への未加入期間及び未納期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月から同年10月まで

昭和27年1月にA社を退職し、すぐにB社に入社した。B社在籍中に国鉄の試験を受け、同年7月から入社予定であったが、肺炎で入院していたことが原因となり、身体検査で一時採用見送りとされた。

昭和27年9月から、国鉄に試用員として入社し、同年11月に本採用となったが、試用員期間中は、B社で勤務しており、給与もB社から支給されていた。

国鉄入社前に肺炎で入院していたときは、B社の健康保険により治療を受けていたので、同社の厚生年金保険にも加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社の同僚について、ほとんど覚えていない上、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に在籍が確認できる同僚3名に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人のB社における在籍期間を特定できない。

また、申立人が、B社に入社したとする昭和27年1月に、同社に入社した同僚は、「厚生年金保険の加入は、入社日から1～2か月ほど経過した月だった。」と供述しているところ、当該同僚のB社に係る厚生年金保険加入年月日は、同年3月20日となっている上、別の同僚も、B社における厚生年金保険の加入年月日について同様に供述していることから、申立期間当時、B社は、社員全員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「B社に勤務していた頃、肺炎で1か月ほど入院しており、B社の健康保険被保険者証を所持していた。」と主張しているところ、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立期間における整理番号の欠番は無いことから、申立人にB社に係る健康保険被保険者証が付与されたとは考え難い上、入院時期について、申立人の供述は変化しているとともに、申立期間についても当初、4年5か月について申し立てていたものを10か月に変更しており、申立人の申立期間における記憶が曖昧であることがうかがえる。

加えて、B社は既に倒産しており、人事記録、賃金台帳等申立人の申立期間に係る勤務状況を確認できる資料は残っていない上、申立人も給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月ごろから 34 年 4 月ごろまで

昭和 33 年 3 月に高校を卒業後、学校の就職指導により、同級生と A 市 B 区の C 事業所に同年 4 月から勤務した。同級生（同僚）は本社（B 区）に、私は D 区の工場に勤務した。当時不景気で、会社が閉鎖しそうな様子だったので、会社に正式な手続をせず退社した。このため、年金手帳や関係書類を一切受領せずに帰郷した。同級生（同僚）には A 事業所での厚生年金保険加入記録があり、すでに受給していると聞いた。健康保険証をもらった記憶があるので厚生年金保険の加入記録があるはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同級生（同僚）の供述から、申立人が C 事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、C 事業所は、当時の責任者が死亡しているため、申立人の在籍は不明としている上、当時の賃金台帳等も保管しておらず、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立期間において、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、申立人は、「高校の同級生で、一緒に C 事業所に入社した同僚には、C 事業所に係る厚生年金保険被保険者記録があると聞いたので、申立てを行った。」としているが、申立人の数か月後に C 事業所を退職したとされる同級生（同僚）の厚生年金保険被保険者記録において、C 事業所に係る加入記録は無く、社会保険事務所が保管する C 事業所の被保険者名簿等に同級生（同僚）の氏名は記載されていない。

さらに、申立人が記憶している他の 3 名の同僚のうち、2 名は C 事業所での厚生年金保険加入記録を確認することができず、残る 1 名については、同姓の被保険者が複数いるため、加入の有無を特定することができない。

加えて、社会保険事務所が保管する C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は無い上、申立期間における同名簿の整理番号に欠番は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで
(A社B支店C営業所)
② 昭和 44 年 12 月 26 日から 45 年 7 月ごろまで
(E社)
③ 昭和 45 年 8 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
(A社D支店)

昭和 41 年 5 月 1 日から、A社B支店C営業所（現在は、D支店）に事務員として勤務していたが、社会保険庁の記録では、42 年 2 月 1 日から厚生年金保険に加入とされており、納得できない。

また、昭和 43 年 12 月からE社F工場において営業及び事務員として勤務した。44 年 12 月に本社に転勤し、45 年 7 月ごろまで勤務したにもかかわらず、社会保険庁の記録では 44 年 12 月 26 日に資格喪失とされており、納得できない。

さらに、昭和 45 年 8 月 1 日からA社D支店に再度入社し、3か月ほど勤務したが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険に未加入とされている。

については、当該申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①において、申立人の元上司は、「申立人は、入社当初臨時雇用だったのではないか。」と供述しており、申立人の元同僚は、「自分は高校在籍中の昭和 40 年 10 月ごろから、A社で働き始めた。」と供述しているところ、当該同僚のA社D支店での厚生年金保険加入は、41 年 10 月 1 日であり、厚生年金保険への加入が入社よりも約 12 か月遅れている上、別の同僚も「最初は臨時で採用され、数か月は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、A社D支店においては、従業員すべてを入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

また、申立人のA社D支店での雇用保険加入期間は、昭和 42 年 1 月 16 日から 43 年 9 月 10 日までとされており、加入時期は、申立人が記憶している入社時期よりも約 8 か月半遅れている上、A社D支店での雇用保険加入期間とA社D支店及びB支店での申立人の厚生年金保険加入期間はおおむね

一致する。

さらに、A社D支店が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和42年2月1日に資格取得とされており、当該名簿の記録と社会保険事務所が保管するA社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録は一致する。なお、社会保険事務所の記録によると、A社B支店は33年4月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、D支店が適用事業所でなくなった42年4月1日に再度新規適用を受けており、申立期間①においてはA社B支店は厚生年金保険の適用事業所ではない。

- 2 申立期間③において、申立人は「手伝いのために2、3か月ほどA社D支店にて勤務した。臨時的に雇われたことを記憶している。」と供述している。

また、申立期間①に係る複数の同僚の供述から、A社D支店においては、従業員すべてを入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

- 3 申立期間②において、申立人は、「昭和44年12月末にE社F工場からE社本社に異動し、45年7月ごろ退職した。」と申し立てているが、E社が保管している労働者名簿において、申立人は昭和44年12月26日に退職とされており、E社では当該労働者名簿以外に申立人の在籍期間を確認できる資料はないとしている。

また、申立人のE社での雇用保険加入記録は、昭和43年12月3日から44年12月26日までとされ、厚生年金保険加入記録と一致しており、E社の現在の事業主は、「当時、本社に勤務していたが、申立人のことは承知していない。当時の事業主、F工場長、会計担当者等は死亡しており、申立人のことを記憶している従業員はいない。」としている上、供述が得られた同僚も申立人が本社に異動したことを記憶しているものの、「昭和45年1月にE社を退職したため、申立人の在籍期間は承知していない。」と供述しており、申立人の本社での在籍期間を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和44年12月26日に資格喪失とされており、申立期間②において、同名簿の整理番号に欠番は無く、申立人が再度E社で厚生年金保険被保険者資格を取得したことをうかがわせる記載は無い。

- 4 このほか、A社及びE社は貸金台帳等、申立人の当該申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料を保管していない上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 25 日から 48 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していたが、同社の社長に頼まれて、社長の弟が経営するB社に昭和 47 年 9 月ごろから勤務することになったにもかかわらず、社会保険庁の記録では、B社での資格取得日が 48 年 8 月 1 日になっていた。

A社を退職してすぐにB社に入社したので、当該申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人について、昭和 47 年 9 月 25 日を資格喪失日とする届出が行われていることが確認でき、これは社会保険庁の申立人に係る厚生年金保険の記録と一致する。

また、B社は、社会保険事務所の記録によると、昭和 48 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間中は適用事業所ではなく、申立人は同社が適用事業所となった日に厚生年金保険に加入している。

さらに、申立人と同様にA社からB社に異動したB社事業主及び同僚も、申立人と同じくA社での被保険者資格を昭和 47 年 9 月 25 日に喪失し、48 年 8 月 1 日にB社で厚生年金保険に加入しており、当該期間の中途からB社における資格取得日までの期間は国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、A社及びB社の当時の事業主は既に死亡しており、当時、B社の事務をしていた元B社事業主の妻も、「A社からB社へ異動した経緯や、厚生年金保険料の控除についてはわからない。」と供述しており、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認ができない。

このほか、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録も確認することができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月から 5 年 6 月 30 日まで

A事業所に平成3年11月から5年11月25日まで勤務していた。社会保険事務所に照会したところ、3年11月から5年6月30日までの期間について厚生年金保険加入記録が無いとの回答であった。A事業所には平成3年11月から2年間勤務しており、厚生年金保険の加入期間が4か月間だけであったとは考えられないので、厚生年金保険加入記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、当時の人事記録、賃金台帳等申立期間に係る申立人の在籍及び厚生年金保険料控除が確認できる資料を保管していないとともに、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人の勤務期間及び申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、社会保険庁のA事業所に係る被保険者縦覧照会回答票において、申立人は平成5年7月1日資格取得とされており、これ以前に申立人が被保険者資格を取得したことをうかがわせる記載は無く、申立期間に係る同回答票の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人及び同僚が記憶している当時のA事業所の従業員5名中、3名は厚生年金保険加入記録を確認することができず、A事業所では、すべての従業員を入社後すみやかに厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間中の平成3年11月から国民年金に加入し、5年3月まで国民年金保険料を申請により免除され、同年4月から同年6月までは保険料を納付している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月から 35 年 8 月まで

昭和 34 年 6 月から 35 年 8 月まで A 事業所に勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、当時の厚生年金保険の加入記録がなく、未加入となっている。勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所を合併した B 社の総務事務を委託されている C 社が保管している A 事業所の昭和 35 年度臨時工索引名簿により、申立人が臨時工として 34 年 8 月 6 日から 35 年 5 月 23 日まで A 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、同名簿に記載されている従業員 15 名のうち、厚生年金保険被保険者資格を取得している者は 10 名であることが確認できるものの、この 10 名は採用後、9 か月から 41 か月を経過した後厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、A 事業所では、臨時工で採用した従業員は、入社から一定期間勤務した後に、厚生年金保険の資格取得手続きを行っていたことがうかがえる。

また、申立人が同時期に勤務していたと記憶している同僚 3 名は、申立人のことを記憶しておらず、これらの同僚についても、本人が記憶している入社時期よりも 7 か月から 18 か月遅れて厚生年金保険に加入している。

さらに、C 社の現在の総務担当者は、当時の A 事業所の厚生年金保険の加入状況について「A 事業所では、臨時工で採用して一定期間継続して勤務した者について、厚生年金保険の被保険者資格の取得手続きを行うことが多かったようだ。」と供述している。

加えて、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は記載されておらず、申立期間における整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年から 43 年ごろまで(A社)
② 昭和 61 年から 64 年ごろまで(C社)

- ① 近所の人で紹介で昭和 42 年から 43 年にかけて A 社に勤務した。A 社では、土を練ったり窯に運んだりする仕事をした。退職後半年ほどして手帳が送られてきたので、厚生年金保険に加入していたはずである。上記期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。
- ② 昭和 61 年から 64 年にかけて B 店に勤務した。勤務して 1 年半後くらいに従業員全員が保険証をもらった。その保険証で歯医者に行った記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたはずである。上記期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の A 社での仕事内容についての記憶は具体的であり、A 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A 社が保管する当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は記載されておらず、同名簿の整理番号に欠番は無い上、A 社は、当時の賃金台帳を保管しておらず、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立期間①において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない

また、申立人を A 社に紹介したとされる元同僚は、申立人のことを A 社に紹介した記憶は無いとしており、当該同僚の A 社における厚生年金保険の加入記録は無く、申立人は、他に同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間①において、A 社で厚生年金保険に加入している者 2 名に確認したが、申立人のことを記憶していない上、この 2 名は、「A 社では、人の出入りが激しく、試用期間を設けていたのではないか。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前の記載は無く、同名簿の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間①における雇用保険加入記録も確認できず、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立人の B 店での仕事内容に関する記憶等により、申立人が同店に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、B店を経営するC社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは平成18年4月1日であり、申立期間②において、C社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主及び従業員の厚生年金保険の資格取得日もC社が適用事業所となった18年4月1日以降であることが確認できる。

また、C社及びC社の元事業主は、当時の人事記録、賃金台帳は保管していないとしており、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立期間②において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない上、C社の元事業主は、申立期間②当時は、C社は厚生年金保険の適用事業所でなかったと供述している。

さらに、申立期間②に係る申立人の雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月30日から27年3月10日まで
昭和21年11月25日にA銀行D支店に入行し、30年7月10日にC銀行との合併でB銀行となった後も、引き続きD支店に勤務した。その間の25年10月30日から27年3月10日まで厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。25年8月に結核の療養のため県立病院に長期入院し、その後27年3月10日に復職したときに再度、厚生年金保険の資格を取得した記録になっているが、休業補償のような名目で給与が出ていたと記憶しているし、その後の二度目の入院の際は厚生年金保険の資格記録があるので、当該申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

B銀行が保管する人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が昭和21年11月25日から54年10月14日まで継続して同一の金融機関に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B銀行が保管する人事記録において、申立人は昭和25年8月16日休職、27年3月10日復職の記載があり、社会保険事務所が保管するA銀行D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格喪失日（25年10月30日）と資格再取得日（27年3月10日）の記録とおおむね一致している。

また、B銀行は、「当時、病気休職期間中は、厚生年金保険に加入させない取扱いだった。申立人については当時の国の通達に沿った取扱いがなされたのだろう。」と回答しており、その根拠として、昭和6年2月4日付け保発第59号及び25年11月2日付け保発第75の2号「休職中給料が全く支給されない場合で名義は休職でも実質は使用関係の消滅と見るのを相当とする場合は喪失させることが適当である。」を挙げており、「申立人の最初の休職が昭和25年8月16日からであるところ厚生年金保険の資格喪失が同年10月30日であることから、当該通達に沿ってA銀行D支店が申立人の被保険者資格を喪失させた可能性がある。」としている。

さらに、申立人は、昭和28年6月23日から30年4月1日までの期間についても休業しているところ、当該期間は厚生年金保険に加入しているが、26年3月9日付け保文発第619号により、「病気休職等の場合は、賃金の支払停

止は一時的なものであり、使用関係は存続するとみられるものであるから、事業主及び被保険者はそれぞれ賃金支給停止前の標準報酬に基づく保険料を折半負担し事業主はその納付義務を負うものとして取扱うことが妥当と認められる。」とされていることから、申立人の二度の休職期間に係る厚生年金保険加入が異なる取扱いになったものと考えられる。

加えて、B銀行は当時の賃金台帳を保管しておらず、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

このほか、申立人の申立期間当時における厚生年金保険料の控除及び、健康保険証所持に関する記憶は曖昧であり、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 4 月ごろから 19 年 10 月 1 日
② 昭和 20 年 3 月 23 日から 20 年 4 月 1 日

昭和 18 年 4 月ごろから、飛行機部品製造会社である A 社に勤務し、20 年 3 月末日まで勤務した。社会保険庁の記録では、19 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 23 日まで厚生年金保険に加入とされているが、その前後の期間も勤務していたので、厚生年金保険加入期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和 18 年 11 月 1 日に健康保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、女性労働者及び男性事務職員を厚生年金保険の被保険者とすることを定めた厚生年金保険法（旧法）は昭和 19 年 10 月 1 日に施行されており、これ以前の期間については、制度上、申立人は厚生年金保険の被保険者となることができない期間である。

また、申立人が記憶している女性同僚 1 名及び男性同僚 1 名の A 社での厚生年金保険加入も昭和 19 年 10 月 1 日とされている上、申立人よりも前に健康保険被保険者資格を取得している女性労働者の厚生年金保険の加入時期を確認したところ、同年 9 月 30 日以前に健康保険の被保険者資格を喪失した者 15 名には厚生年金保険の加入記録が無く、健康保険の加入記録が継続している 6 名は、同年 10 月 1 日に厚生年金保険に加入している。

2 申立人は、A 社において、昭和 20 年 4 月 1 日まで厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、A 社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人の退職時期及び厚生年金保険料の控除の有無を確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚は、既に死亡しているか、高齢であるため、申立人の A 社在籍期間について、具体的な供述が得られない上、申立人自身の A 社を退職した経緯等に関する記憶も曖昧である。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の資格喪失日は昭和 20 年 3 月 23 日とされており、これ以降申立人が A 社で再度、厚生年金保険に加入したことをうかがわせる記

載は無い。

このほか、申立人が申立期間②において、A社に在籍し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。